

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| Title | 山城八瀬村赦免地一件(一) |
| Author | 平山, 敏治郎 |
| Citation | 人文研究. 23 卷 10 号, p.757-771. |
| Issue Date | 1972 |
| ISSN | 0491-3329 |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学文学部 |
| Description | 中山八郎教授退任記念 |

Placed on: Osaka City University Repository

山城八瀬村赦免地一件(一)

平山敏治郎

比叡山の西麓、高野川が穿った狭長の谷間に位置する京都市左京区八瀬町、もとの山城国愛宕郡八瀬村の歴史には、いくつかの特記すべき事件があった。宝永年間に叡山領結界をめぐる愁訴歎願から村内私領の免租替地いわゆる赦免地に至った一件はきわめて重大な問題であった。その顛末を村方文書などによってまとめしてみた。

一

宝永のころに八瀬の村高は二七一・九七六^石であった。その石高打しは何年の検地竿入の結果が分明でないが、伝承によると天正十九年に定められたところが基礎となり、その後少量の増加があったようである。寛保三年の八瀬村明細帳には「本田畑天正十九年御帳面御座候得共御検地被成候誰様与申御名無御座相知レ不申候」と記した。天正の検地帳は現在見る事ができないので、その内容は正確には知られない。ただし慶長十七年に村高二七一・五八〇^石であつた。

山城八瀬村赦免地一件(一)

た。かつ寛文五年に、山門西塔ならびに隣郷高野を相手に訴訟した際の反訴状に「八瀬ハ高式百六拾石之所ニ而御座候」と記した。これは概算であろう。宝永初年に三斗ほどの増御料がつけられた。かれこれ想い合わせておよそ二七〇石余の村と見てよからう。これは江戸時代を通じて大きな増減がなかった。なお幕末のころには、右のうち川欠川成荒などによる減石が二〇石余もあった。

これらの村高について一村全知行の形態ではなくて、禁裏御料をはじめとして、数家の知行所に分割して宛行われていた。その内譯は宝永七年にはつぎのようであった。

| | |
|----------------------|--------|
| 六三・二三四 ^石 | 禁裏御料 |
| 一〇〇・〇〇〇 ^石 | 林大学頭知行 |
| 六五・六二二 ^石 | 施薬院知行 |
| 三〇・〇〇〇 ^石 | 寂光院領 |
| 一三・一二〇 ^石 | 長岡帯刀知行 |

禁裏御料のうち六二・九七〇石はいわゆる新御料のうちである。元和九年閏八月十一日に前將軍徳川秀忠が後水尾天皇皇女御生誕を慶賀し、そのお祝いとして山城国において一万石余の御料を献上したものである。皇女は興子内親王、のちの明正天皇で、御母東福門院源和子は秀忠の息女であった。残る若干の御料は宝永二年二月十五日に將軍綱吉が奉獻した増御料一万石余のうちである。

この六三石余の御料は幕末に至るまで替ることなく相続された。その年貢の取箇は、初めのころは明らかでない。寛保の明細帳には御料と免租地と区別なく記して、これもまた判別し得ない。ただ天保十四年八月の禁裏御料の高反別小前帳の写しにはつぎのよう
に見えている。

禁裏新御料

寅ノ午迄五ヶ年定免

検地并年号不相知

一高六拾二石九斗七升

此反別五町七反壹畝廿歩

此取米四拾七石一斗一升七合

此訳

田高四拾石七斗

此反別三町八畝八歩

此取米廿九石九斗六升九合

免七ツ四分一厘二毛余

反米九斗七升二合四夕余

畑高廿二石二斗七升

此反別式町六反三畝拾二歩

此取米十七石一斗四升八合

免七ツ七分余

反米五斗七升五合余

禁裏増御料

寅ノ午迄五ヶ年定免

検地并年号不相知

一高式斗六升四合

此反別式畝歩

此取米一斗六升二合

免六ツ二分三厘五毛内

反米八斗二升

右は天保十三寅年より弘化三年年まで五ヶ年間の定免による計算であるが、細かな数字には若干の写し誤りがあるようである。都合貢米四七・二七九石であった。ところが明治になると、これが四八・

六七六とやや増していた。その理由は新御料のうち田高に対する取箇が引上げられ、免七ツ四分一厘二毛余が七ツ七分七毛になったからである。幕末の史料に見られる免七ツ七分ほどの税率はこれを溯って、八瀬村の御料の古くからの状態と推定して大きな誤りはないものと考ええる。

さてこの御料所からの収納は京都の代官が管理したものである。寛永九年度八瀬村年貢の請取が数通保存されている。いずれも代官五味金右衛門豊直の役所から発行された。その一、二を例示する。

納八瀬村申之御年貢米之事

合九斗七升者 東近江

右納所如件

寛永九年

五味金右衛門下代

申十二月十四日

白井 喜兵衛(印)

西村庄右衛門(印)

右の庄屋百姓中

納八瀬村申御年貢之事

一式斗九升四合

ままいよのむい

一三斗五升六合

但馬

山城八瀬村赦免地一件 (一)

一式斗壹升四合

かちやほしいつみ

納合八斗六升四合

右納所如件

寛永九年

五味金右衛門下代

申十二月廿四日

白井 喜兵衛(印)

西村庄右衛門(印)

右の庄屋百姓中

納八瀬村申之御年貢米之事

合七石壹斗五升三合

惣中

右割符持参次第銘々ニ手形可遣候以上

寛永十年

五味金右衛門下代

酉九月六日

白井 喜兵衛(印)

西村庄右衛門(印)

八瀬村庄屋百姓中

右のほかに正保から明暦に至る年貢請取も十数通保存されている。

諸家の知行について、林大学頭の分は、慶長十六年駿府におい

て、家康から道春信勝に与えられたものである。羅山林先生行状ならびに儒職家系等によると、この年家康上洛して三月に豊臣秀頼と京都二条城に会見し、その威勢を諸大名に誇示した。ついでその幕府の法令に従うべきことの誓紙を各々より捧げしめたことがあった。ときに道春はその誓書の撰文に与り、事終つて家康駿府に帰城するに及んで、林氏に采邑として山城国のうち八瀬、二瀬、田中、山本、祝園、梅畑等の諸村戸を賜わり、印章を佩戴して故郷に還ることを許されたとある。元和十年（寛永元年）正月、羅山は八瀬に遊び、滞在旬日、詩二十数篇を遺した。

寂光院は隣郷大原の草生にある天台宗の尼寺である。その寺領三〇石については、つぎに掲げる朱印状によって、元和の初年にはすでに宛行われていたことがわかる。

山城国愛宕郡大原草生村寂光院領八瀬郷の内三十石の事元和元年七月廿七日同三年七月廿一日寛永十三年十一月九日先判の旨にまかせ全収永相違あるべからざる者也仍如件

寛文五年七月廿一日

御朱印

もともと八瀬記に載せる諸証文の写しのうちには、慶長十二年閏四月に八瀬惣中より奉行所へ提出した訴状がある。八瀬童子の由緒を陳べ、公事課役免除の代々論旨ならびに下知状が下し置かれたが、近ごろ寂光院よりこれに違背して役儀をかけられてはなはだ迷惑している」と記された。また慶長十七年には人夫を徴されて、これに応じたこともあった（薬院様夫帳）から、慶長年間には早くも八瀬村は寂光院との間に領知支配の関係が結ばれていたと推定される。

施薬院というのは、禁中の典薬頭を勤める家柄であつて、当時烏丸一条下ル町に邸宅を構えていた貞享板 京羽二重。この家はまた関東より上洛参内のことあるときはその装束所となる例があつて、橘窓自語に「烏丸施薬院は御当家徳川将軍家 御参内の時の御装束所なり、駿府御政事録慶長二十年閏六月廿一日將軍家秀忠 御参内辰刻渡御于施薬院献御膳中略 御装束已刻御参内とみえて、いまに関東御使及閣老京尹なと参内の時、施薬院にて装束をつけらるる事也」と記した。元和六年六月に將軍秀忠の女和子が入内したときも、同じくこの亭にて支度を整えたのである。

その八瀬村知行については、京都大学所蔵の施薬院文書のうちに、秀忠から施薬院宗伯に宛てた左の朱印状があり、元和三年には前々の如く八瀬以下の諸村を相違なく知行すべきことを安堵され

た。宗伯は三雲三郎左衛門資隆の子で、入って全宗の子秀隆の名跡を継承したのである。

山城国水尾百拾石五斗同八瀬郷之内六拾五石五斗同別所大布施八升三々村之内三百七石都合四百八拾三石事如前々全知行彌不可有相違者也仍如件

元和三

八月廿四日

御朱印

施薬院(宗伯)

右の村々のうち、八瀬村については溯って慶長十六年にはすでに知行権を有していたと推定することができる。この年の年紀をもつ薬院様夫帳一冊が保存されている。紙数はわずか表紙とも四枚の横帳で、記事も簡略であるが、十六年、十七年の両年に亘って、八瀬から召集された人夫を書留めた。これには施薬院家のみならず、寂光院よりの徴夫のこともあり、さらに祐乗坊と称するものが村人夫を使用したことも見えた。これらの徴用は使役者がそれぞれ八瀬村との間に支配もしくは知行領有の関係にあったことを想わせる。ただし祐乗坊についてはこの帳以外に知るところがない。なお長岡帯刀家の知行については寡聞これを明らかにすることができない。

山城八瀬村赦免地一件 (一)

以上に述べた本租のほかに小物成として小黒木の御用があった。元和九年十月の女院御所様御台所小黒木芥敷納高帳と称する記録によると京都所司代の管理のもとで村々から納入させた黒木一四八〇八把のうち八瀬からはその三が一におよぶ多量が宛てられ、寸法も明示された。

黒木之分

一小黒木五千式百八拾把

八瀬村

一(中略)

合老万四千八百八把

但壹把ニ付長五寸直指渡シ五寸木

以上

元和九年

板倉周防守内

亥十月二日

浅田忠右衛門判

女院御所御料の小黒木については、寛永年間高野郷との山林係争のときの訴状に「山年貢毎年」「五千式百八拾束宛さし上申候」(七年)とい、「右四方からみの内御入木として毎年御公儀さまへ五千式百八十そくさしあげ候事」(十五年)と(三月)と(十五年)と(月廿日)と述べているものであり、かつまた宝永年間の愁訴状にも「禁中様御

三三

用御役女院様近衛様其外御所様方御用相達八瀬村相続仕候様ニ云々」と記したのもこのことを指していた。さらに寛保の明細帳にも「山御運上御入木五千式百八拾把定銀式百拾壹匁式歩毎年差上申候」と書上げた。もっともこれは赦免地の判決以来御免山となったから、このときは実際にはおこなわれていなかったのである。明細帳には延宝七年に山城淀城主石川主殿頭憲之が山城国検地をおこなったとき、八瀬の山林の検地があり、右の入木山は新に開かれた旨を載せた。この年は八瀬住人と山門との間に山論があったと伝えるから、あるいはそのことに関して所課の山林の変更があったのかも知れない。その入木の数量に増減はなかった。しかるに宝永七年の恩裁奉書によると村内私領の年貢ならびに諸役免除が記され、従来小物成の小黒木二六四〇把も御免を蒙ることになった。この数量に先に述べたところの半額になる。しからは他の二分一はいかがなったか、不明である。

二

当面の出入は宝永五年の末に改定された山門結界のことに端を発したのではあるが、このような紛争が生ずる事情はなお溯って認めることが出来る。すでに寛永年間の八瀬と隣郷高野との山論に、西塔が多年の縁故にもかかわらず八瀬村にとって不利に動いたことが

あった。つまり元龜二年の大変以来山門の威勢地に墜ちて、その恢復はにわかには求めることは容易ではなかった。一方村落の住人にはようやく自主的な行動が活発となる時世である。八瀬も長い山門の支配下に頤使される状態から解き放たれようとするのは、いわば自然の方向であったといえる。まして狭隘な山溪にあって耕耘すべき田畑に乏しく、ただ山稼ぎをもって柴薪を採り、京師に運んで生計を立てる。このような八瀬村人にとって、延暦寺結界内の山林はたとえ淨域であったとして、村人には日夕立入り馴れた資源の山であり、ほとんど自村共有の地のように考えていたとしても不思議ではなかった。ただし山門の側がつねにこれを恢復しようとするのも本来正当な主張であったのである。寛文七年の争論のとき、京都所司代牧野佐渡守親成によって立てられた結果地境の杭の位置は、のちに宝永五年十二月に村方へ下された山門結界絵図の黒筋に当るといわれる。すなわち年紀を欠いたので詳かでないが、おそらく宝永六年のころに江戸で差上げた訴状の案文と推定される口上書の文言に、つぎのように述べるところがある。必要な部分のみを掲げる。文中に四十五年以前未年とあるが、宝永六年もしくは七年から逆算して四十五年以前はいずれも未年ではないが、もっとも近い未年の寛文七年のことと考えられる。

一 八瀬村之儀従先規支配致来候山之儀御座候得者男女牛馬入込柴薪切取渡世仕候処ニ四拾五年以前未年山門領より非分之儀申出候付及公事候其節双方立會之絵図被仰付江戸ニ罷下り御訴訟申上候ニ付御評定所江被召出御老中様不殘巡々御立合御寺社奉行井上河内守様(正判)加賀爪甲斐守様(直登)其外御奉行様方不殘御僉議之上ニ而委細之儀者牧野佐渡守様江被仰遣候間可罷歸之旨被仰付候佐渡守様於京都ニ論所之場絵図与御引合御見分被遊江戸ニ而御吟味之段相違無御座候ニ付黒筋之通境杭相立向後急度相守境論仕間敷之由双方江被仰付絵図御裏書奉頂戴所持仕候。(次条以下略ス)

三

叡山側の史料によると、それより十余年を経て延宝七年八月にも山門領と八瀬山との境相論があり、山門より江戸の寺社奉行板倉石見守重種の許に申立て、かつまた京都では三門跡よりも所司代戸田山城守忠政ならびに東西の両町奉行、前田安芸守直勝、井上志摩守正貞等に種々と仰遣わされるところがあった。時の天台座主は梶井宮(三千院)の盛胤法親王(後水尾天皇皇子)であった。これに関して八瀬村方には一として対照すべき史料がない。従ってその論点ならびに結果なども詳かにできない。しかしながらのちに宝永年間の係争を想えば、延宝年間の山門の提訴は寛文の申定めを改めるまでには至らな

山城八瀬村赦免地一件 (一)

かったのであろう。

これらのことがあってのちも叡山側はなお八瀬山に執着したとみえて、日光門跡輪王寺の公弁法親王(後西天皇皇子)より將軍綱吉に申入れて八瀬山を含む山門結界の改定のこと情願することがあった。ここにおいて近い世の先例を一変し、八瀬村累年必死の主張によって辛くも支えてきた山林の大分は、突然山門結界のうちに編入されることになった。当時延暦寺に座主職はあったが、一宗の実権は関東の日光門跡輪王寺に管領された。のみならず公弁法親王は宝永四年六月より同十一月まで再度の座主職にあり、権勢当時比ぶものない実力者であった。

四

宝永四年十一月二十日に、京都二条の町奉行所より月番の西町奉行中根摂津守正包の命令として八瀬村民を召出し、村方に重襲する歴代の論旨ならびに代々の諸証書類を提出させた。その理由も明らかにせず、しかも写し書でなく正本を差出させた。一村恐れ憂ううち、年を越した五年の二月二十三日になってようやく件の書類を返還して来た。

日ならずして京都代官の古川武兵衛氏茂をはじめとして小島孫右衛門らによって、にわかには八瀬山の見分がおこなわれた。その理由

も知らされず一村混惑のうちにそのことが進められた。そうしてさらに江戸よりの指示による山門結界の傍示杭が、従来の境界を越えて八瀬山に立てられた。この間村人は呆然として何らの対策を講ずる余裕なく、また意志を伝える方途も考えつかなかった。この年の十二月、年の瀬も迫る二十五日に、村人らは京都町奉行所に召出され、東の安藤駿河守次行より上述の処置に関する示達が始めてあり、新しく改定された山門結界の場所絵図を下渡された。それによると、凶中に黒白の二線を引き、白線は八瀬川に沿い、地藏谷、斧堂の地を結んで南北に画され、ほとんど八瀬川左岸の山林を包含した。この辺の一带は村方の持山となっているが、実は往古よりの傍示の位置であったから、その以内に八瀬の者共が立入ることは差支えないが、女人ならびに牛馬の出入はこれを禁ずる。かつまた小比叡、波母山、阿弥陀峰、登天岩、三尊石、五百羅漢石等は山門の要地であるにも拘らず、いまの如き有様ではその清浄は保ち難い。よってそれらを結ぶ西方の地において南北に画線を引き、これを黒線に示して、山頂は狼馬場より元黒谷の松の生え際に至り、これに加うるに経塚、西塔の南尾の墓、天狗岩を繋ぐ線の東を山門の境内に編入して、石の傍示杭を建定め、凶中に老中土屋政直、秋元喬知、大久保忠増、京都所司代井上正岑らがそれぞれ證判を加え、この以内の地には女人牛馬はもとより、総じて八瀬村の者は一人と

して立入ることを厳に禁ずることになった旨の裏書申定めがあった。

山門結界之儀往古者四至勝介之内女人牛馬制禁之処近来西表属八瀬村女人牛馬令往来浄界就及汚濁依日光准后御願結界之地改之小比叡波母山阿彌陀峯登天石三尊石五百羅漢石等者為山門之要地依之山頂者從狼馬場到元黒谷松生際并経塚南尾墓天狗岩者山門之境内相加之以石杭勝介定之注繪図墨筋引之其内女人牛馬者勿論総而八瀬村之者一切不可入山下白筋者古来結界勝介之跡也是又相改以石杭定之女人牛馬出入之儀堅令停止之斧堂地藏谷者雖勝介之内属八瀬村惣而墨引之外者八瀬村之者為持分之條柴薪伐採之儀者不制之者墨筋各加印判境目相極也

右今度相改注繪図黒白之筋行之為後證山門八瀬村双方渡之早堅可相守者也

宝永五年十二月五日

河内(井上正岑)

加賀(大久保忠増)

但馬(秋元喬知)

相模(土屋政直)

五

さきに寛文七年に決定された境界はこの度の黒筋の線であることはすでに述べた。従って宝永五年の改定は先度の境界線よりも東の山林への立入を禁止するとともに、新に古来の四至に基づいて白線の地域を拡大設置することになった。古来の四至とは、早く平安朝のころ弘仁、仁和兩度の牒符にはいずれも西限下水飲とあった。下水飲は東塔の地に属し、高野村と堺を接するところである。しかるに寛仁年間に賀茂下上の社に愛宕郡の八郷を寄進したとき、郡内にある延暦寺の四至について山門から訴出たその申分には、台嶺の西辺は垣川以東と称した。これは後年の八瀬村の地を大半包含することになる。のみならず八瀬は天台領であるとも述べた。これらの史料の示すところはいずれも事実であったには相違ないが、爾後七百年間の長い年月とその間の様々な推移変遷とを顧みず、再び昔日の傍示をそのままに復活しようとする事になった。天台側の申分に理由なしと言えないが、さりとてこの申渡しを受けた八瀬村人の困惑と打撃とは絶大なものがあつた。古来永く自村の山林として利用して疑わず憚ることのなかつた土地への立入を禁じられたのは、山林に頼って一村の生計を営む村人、ことに女人も激しい労働に身を役することの多かつた山村の民にとってほとんど死命を制するほどの大変革であつたのである。これはただ薪炭を自給する山林の争論

山城八瀬村赦免地一件 (一)

ではなかつた。年貢の金納や日常生活の資を得る途を塞かれたわけである。八瀬記に「依之結界された内へ八瀬村の女人牛馬入こまざるにつき商売うしなふ」と記されたのは、筆致は簡略ながら深刻な述叙といえる。

六

しかしながらこのことはそのまま畏って請け容れてよいものでは決してなかつた。村を相続してゆくには到底堪忍の成りがたいものであつた。よつて村中凝議を重ね、いく度か善後の秘策を練つたのち、年改まつた宝永六年の正月はじめより、雪深い三里の道を踏んで京都に出て、順序としてまず町奉行所ならびに代官役所などに提訴することになった。その結果はしかしながら常に失望に終つていく。奉行安藤駿河守、中根摂津守および代官小堀仁右衛門克教、古川武兵衛らは、いずれもこれに応ずる気色がなく、すでに江戸表において裁許すみとて、度重なる窮民の哀訴を無下に却下し続けたのである。

右の訴訟に関して、同年四月に月番東町奉行所に提出したと想われる訴状の案文が残っている。それによると村方の由緒、山林の慣例を記して、今度の改定を不当と述べたものであるが、ただ注意をひくのは、ここには禁裏の御用を勤めて歴代の綸旨、証文を頂戴し

山城八瀬村赦免地一件 (一)

三八

ていると申立てても、後年強調するいわゆる建武年間の事績には言及していないことである。

乍恐謹而御訴訟申上候

一 城州愛宕郡八瀬村之者共ニ而御座候江戸御裁許之旨今度

〔八〕瀬 山内を山門結界之石杭御立被為遊候由去極月廿五日〔右〕

繪図頂戴仕候八瀬村之儀者禁裏様御役目御用〔〕童子拾三人宛
毎度相勤申候依之八瀬始而以来御代々御〔繪〕旨御證文頂戴仕八

瀬領山内不残男女共ニ往古ハ家業仕渡世〔〕然処今度山門ハ八

瀬村山内を山門結界新規之依頼〔結〕界傍示御立被為遊候由迷惑

至極ニ奉存再三先規之通奉願候得共江戸御裁許ニ付御当地ニ而難

被為聞召上之旨乍憚御尤至極仕候然共往古ハ山内不残男女共ニ

相持来候処ニ山門何之障リも〔無〕之古今相立来候然処此度八瀬

村山内を結界被願上候段歎敷奉存候八瀬村ハ山ヲ家業仕御役目

相勤申候御役ニ罷出候跡ニ而〔〕山持不仕候而ハ及飢申候勿論独

身之後家共多御座候而山持を以露命送り来候処ニ如斯結界被為

成候ヘハ忽飢申儀ニ御座候間蒙御慈悲之上被為聞召上先規之通

家業仕候様ニ被為仰付被下候ハハ難有可奉存候以上

宝永六年丑四月 八瀬村一安上(印)

二安上(印)

御奉行様

三安上(印)

七

ここにおいて村人たちはさらに熟議ののち、京都にある支配方への歎願はなお引続いて怠らずにおこなうとともに、一方では直接江戸へ入府して、然るべく手段を尽して格別の沙汰を乞うべしとして、四月二十三日に赤岩播磨、河原端伊予ら八人の代表が、暗雲に閉ざされた故山を後にして、忍びやかに遙々と江戸表を指して下つて行った。一行は府内に入ると、八瀬村一部の知行主林大学頭信篤の八重洲河岸の屋敷内に宿舎を求めて許され、ここを本拠として活動を開始した。

最初に先例に倣って寺社奉行の本多弾正少弼忠晴の許に願出たが、ここでは相手にされず、散々に叱責を蒙って、不首尾のままに引下った。つきには同役鳥居伊賀守忠英(初播磨守忠教)へ参って訴状を差上げたところ、五月半ばころになってようやく伊賀守がお取上げになった。一同は一まず安堵の思いで、早速この旨を国許へ飛脚便で報告した。その返信と推定される書状断簡、おそらく六年五月のものがある。

爰元御宿所不殘無事御入被成候間少も御氣遣被成間敷候

一 今十八日鳥井播磨守様御取上^ツ被下候由段々村中悦申候事ニ御座候隨分御精御出し被成可被下候(以下略)

八

江戸における訴願状の提出は、もともと一旦裁決を経た事件に関するものであったから、正規の手続きを踏んで寺社奉行の役宅へ願出たところで直ちに却下され、その上にお叱りをうけることは明白であった。それ故に八瀬童子らは非常の手段として、目指す役人衆の門前を常に絶えず徘徊し続け、その出入の時期を見計って行列に駆けこみ、青竹の先に綸旨その他の証文と訴状とを挟んで高く差上げ、愁訴におよぶ旨を繰返して連呼、駕籠の内より声の掛かるのを待ったと伝えた(八瀬記)。

この前後のころのものと思われるが、宛名も日付も欠く願書の案文が一通ある。かなりの長文ではあるが、その趣旨の委細を尽くしているので掲げる。

以口上書御訴訟申上候御事

一 拙者共儀京都之内八瀬村之者共ニ而御座候然者去子年山門より新規之願ニ付先年より八瀬村支配致来山持ニ而渡世仕候山々

山城八瀬村赦免地一件 (一)

此度被召上其上女人結界之地ニ被仰付奉迷惑依之京都御奉行様

方安藤駿河守様中根摂津守様御代官小堀仁右衛門様^江罷出度々御訴訟申上候得共於江戸御裁許相濟候得者訳^レ御存知不被遊候由ニ而御取上^ツ不被下候ニ付今度御当地^江罷下御訴訟申上候御事

一 八瀬村之儀(中略)前掲)絵図御裏書奉頂戴所持仕候処ニ又候此度従山門願ニ付八瀬領之山大分山門領^江被切取其上女人結界之地ニ被仰付之由御絵図双方^江御渡シ被遊候絵図之表^并御裏書拝見仕候然所ニ先年より男女牛馬入込山持仕来候場所山門境内と白筋御引被遊候従先規立来候境をこへ新規之境被仰付候段奉迷惑候八瀬村之儀者古来より山持ニ而渡世送来申候ニ付八瀬之童子とて禁中様御役相勤来リ御用之節者今以八瀬村之者共罷出相勤申候依之従禁中様御代々御綸旨奉頂戴殊御公儀様御奉書頂戴仕来リ数通之御綸旨^并御奉書所持仕候八瀬村之儀ハ山中之儀ニ而御座候得者田畑少分ニ而渡世不罷成候ニ付女人牛馬入込柴薪切取女院様近衛様其外御所様方之御用相達又者諸方^江売買仕その代銀を以禁中様御年貢^并給人方御年貢上納仕来候然処ニ八瀬領之山大分被切取女人結界之地ニ被仰付候得者八瀬村之儀渡世可仕様無御座候付向後禁中様御役勿論牛馬等差出し御用等相勤候儀不罷成八瀬村之者共及餓死^ニ候^改奉迷惑候御事

一 従先規只今迄及数百年女人牛馬入込候而渡世送来候八瀬村領

山城八瀬村赦免地一件 (一)

之山非分ニ御取被遊候且又八瀬村之儀ハ從往昔女人共柴薪を取渡世仕来候山持御留ノ被遊大勢之者共難儀仕候尤山門御持之境をこへ結界之地_江女人牛馬入込候儀ニ御座候者何分ニ被仰付候共奉畏候八瀬領支配仕来候山_江押入新規之境目御立被遊石杭まで被仰付女人可為結界之由返々も奉迷惑候從先年禁中様御諭旨迄奉頂戴御役相勤候八瀬村之儀ニ御座候得ハ各別之儀ニ奉存御訴訟申上候新規之境御除キ被遊古来立来候黒筋之通境目被仰付禁中様御役相勤八瀬村相続仕候様被仰付被下候ハ難有奉存候尤男之儀ハ入込柴薪切取渡世可仕之旨被仰付候得共絵図之御裏書ニハ左様之譯々相見_江不申候其上白筋境ニ被仰付石杭相立境相極メ候得者此以後山門より入込候儀可為無用など相断候得ハ又々諍論再発_{マツ}秘定之事御座候間先規之通奉願候從古来八瀬村支配仕来候山被取候のみならず可為結界之旨重々非分成御願無慈悲成御儀ニ奉存候古来より立来候境御つふし候儀ニ御座候ハハ双方被召出御僉議之上可被仰付御事奉存候山門願之趣を以被仰付候段奉迷惑候御慈悲ニ双方被召出御穿鑿之上被為仰付被下置候様ニ奉願候御事

右之通被為聞召分先規之通被仰付禁中様御用御役女院様近衛様其外御所様方御用相達八瀬村相続仕候様ニ被仰付被下置候ハハ難有可奉存候委細御尋之上口上可申上候以上

九

八人の村人は鳥居伊賀守から何分の沙汰があるものと待機しているうち、本多弾正少弼の役宅へ召出された。定め場所に出頭した八瀬童子らは、弾正少弼、伊賀守ならびに三宅備前守ら同役列座する前に呼ばれ、想いの外に散々の叱責があり、早々京都へ立返るべしと申渡され、訴状も却下されてしまった。

江戸表の歎願が容れられぬ窮状を切開くために、神坂丹下、長谷川平馬の両人の助力を請うことがあった。この事件に部外の後援者が見えるはしめである。二人の恩人については詳かに知るところがない。八瀬記に「内談の上京都へ申告神坂丹下へ入魂江戸におゐる長谷川平馬へ談」とあった。宝永六年と推定される八月七日附、八瀬村一和尚、役者中より江戸の赤岩播磨、河原端伊予に宛てた書簡に、三左衛門、長谷川庄助の名がみえる。三左衛門は同年九月二十七日附の書簡に神坂三左衛門とあった。丹下、平馬はそれぞれに後年の称で、正徳六年に八瀬記が編纂されたころはこのように知られていたであろうが、宝永年間には三左衛門、庄助を用いていた。両人は京都ならびに江戸におり、東西から呼応して村人の相談相手になっていた。

〔前紙欠〕 □ 奉行様へ罷出御 □ 凶御 □ 被成候ハ只今 □ 段

々初リ而^ル具ニ御申上具被遊三左衛門様御申被遊候ハ御願も成就追付首尾能可申候様ニ御申被遊村中悦申事限無御座候是申も長谷川庄助様御如何様与公用相計申儀無飛類難有存候様ニ御申被遊乍憚能様ニ御礼奉願上候庄助様御氏神様与存村中之者共恐悦不過之奉存候乍恐万事御礼御申上可被下候(後段略、八月七日附)

長谷川庄助様神坂様御影^{マツ}村中一入難有奉存候乍恐御出之刻可然様ニ御申上被成可被下候(前後段略、日付不詳、宝永六年十一月ころか)

右の兩名はあるいは近衛家に有縁の者と推察される。地下家伝などにその名を見出すことができなかつたが、六年秋のころの書状断簡「こま事御所様ニ被参候村中願之儀最早将明可申候様ニ神坂三左衛門様御物語被仰聞候由」とあり、また七年正月二十五日に一和尚より江戸衆中に宛てた書簡にも「庄助様来二月十日比ニ其御地御立被遊御所様御迎ニ御越被遊候由」とあった。同じく四月某日に八瀬より発した書状、これは四月十四、十五両日の状の返事として、「神坂様長谷川様へも御機嫌能御下向恐悦至極ニ奉存候段乍恐御申上可被下候」と見えた。文中の御所様は近衛基熙を指すものと想われ

山城八瀬村赦免地一件 (一)

る。基熙公記によると、この年四月十三日に江戸に着府したことが記された。なお神坂三左衛門は後年村人らの希望を容れ、八瀬記一卷の編輯に参与した神坂貞直のことであろう。

十

これより先、宝永五年三月八日に、京都では三条油小路で失火して、火の手は意外に拡がり、皇居を始めて仙洞、女院、中条、東宮、女一宮の各御所も炎上、東山天皇は難を避けてまず下鴨の社へ行幸、ついで近衛家熙の第に遷られた。このとき八瀬童子ら数十人も先例によって出役すべき仰をうけたまわり、両度の遷幸に供奉勤仕した。

幕府は皇居の復興に直ちに着手、老中秋元喬知に命じて造営の事に当らせた。喬知は大任を請け、早速用材の松二十万本を献じ、京都代官小堀仁右衛門らを督励して新造工事に力を致したが、やがて六年七月には自身上洛して現地に監督し、併せて京都・大坂地方を巡見することになった。

この情報を得た八瀬童子は、赤岩播磨ら三人を江戸に留めてなお哀訴を続け、他方に五名の者は但馬守喬知の駕籠に付き廻って、行列とともに上洛し、途中折あるごとに村方出訴の趣き、ならびに八瀬山御巡見のことを陳情して止まなかった。これに対して老中から

は何の沙汰もなく、日を経て無事に上着して、蛸薬師大宮西入丁の永井備前守直英の屋敷に入った。これは摂津高槻城主である。しかしながら道中における村民の行為はよほど但馬守の心を動かしたと見えて、程なく公務の余暇に山門参詣を触れ出し、路を八瀬經由とした。よって当日には八瀬村から老幼男女悉く通路に出迎え、こゝでもしきりに歓願を重ねた。かくて喬知は乗物を棄てて歩行立ちとなり、新に山門結界の傍示石を立てた八瀬山をつぶさに巡検して帰った。

この以後も童子らは希望をもって哀訴に努め、但馬守が京都より奈良に赴き、さらに大坂に下るときも終始駕籠脇を離れなかった。かくて遂に住吉において直々に言葉をかけられ、もはや駕籠につくにおよばぬ、速かに江戸へ書きものを持参するように事を運べと仰出されたという(八瀬記)。随従の八瀬人らは欣喜して村に戻り、江戸へ吉報を送るとともに、松伊予、六郎伊予、三郎入道、亟伊予長間の四人を出府させた。これについて八月七日の書簡がある。

(前条略)

一 明□松いよ六郎三郎入道亟いよノ長間右四人罷立下り申候右衆中何角御相談可被成候具成事此衆罷着申候ハハ口上ニ可被申候条有増申進候

一 五日ニ秋元但馬守様京都御立被遊ふしみ大坂江御出被阿ほ出

雲北はりまほさけんかか丹後四人大坂江御供いたし罷下り申候間左様ニ御心得可被成候奈良長谷ひやうこ御出被遊十三日ニふしミ江御出被成ふしミ江大津江御通いせに御通被成候由申参候先書ニ申上候通上方之首尾段々能御座候而村中悦申候事ニ御座候あまり御氣遣被成間敷候庄助様御かけニ而追付埒明可申与悦申候(後段略)

十一

宝永六年八月四日に八瀬童子らは思いを新にして再び江戸へ下った。この月二十七日には秋元但馬守も帰府してきたので、早速この人を頼って訴願をおこなうことになった。そのころの訴状の案文らしいものがある。ただし日付を欠いた。

乍恐奉願上候口上之覚

一 去年極月廿五日於京都被為仰渡候八瀬村新御絵図ニ付先達而委細奉願上候通最早渡世不罷成難儀仕候往古ノ之童子御役及相勤り不申候八瀬山之儀別而絵図ノ御見分ニ而は古之境明白ニ御座候場与奉存候故達而奉願候処御見分被為遊難有至極奉存候猶更為證拠御繪旨并御代々諸司代様方御制札且又先年御評定所ニ而争論之節御定之牧野佐渡守様御裏書之御絵図右三色之本紙を

も此度持チ下リ申候此御訴訟申上候ニ付此上数日御当地ニ大勢
逗留仕候得は大分物入殊更此比は薪商売之最中時分御座候得は
弥以村中之困窮ニ罷成候間何とそ此上之御慈悲ニ御座候間可罷
成候ハハ一日マ早ク八百人之男女御救ニ御座候間何分ニマ御吟味
被為遊被為仰付被下置候様偏奉願上候以上

八瀬村

それでも想いの外に容易には取上げてもらえず、三度目によろや
く門内に入することを許された。そこで京都西町奉行の中根撰津守が
参勤して在府するので、その方へ願出るようにと内意があった。中
根正包の出府は、すでに村方から内報があった。十一月四日付の書
簡に「諸公事御尋被遊候ニ付今月二日ニ京都御立被成候而江戸へ御
下り被成候間定而八瀬村公事之儀も御尋ニ付撰津守様へ被召出候儀
も可有御座候間御さわき不被成候而成ほどいさぎよく御申わけ可被
成候御所様にも右之通御申被遊候間少も御氣遣成御事ニ而ハ無御座
候」となった。これまでも四ヶ月の月日をいたずらに焦慮のうち
に過ぎたことになる。しかしながら中根は一向に取合おこともせ
ず出訴十二三度に及んで、何らの挨拶もなかったと伝える。翌七年
の四月には京都所司代の松平紀伊守も出府した。秋元但馬守からは
所司代へも願出るよう指図があり、ここにも訴えたが、十三度の歎

山城八瀬村赦免地一件 (一)

願に対して役人中より会釈があったのみで、何の沙汰もなくて終っ
た。さらに勘定奉行萩原近江守重秀の許にも陳情したが、これもま
た失望を重ねるばかりであった。事件は全く進捗せず、荏苒として
時は移り、童子らは憂悶のうちに故山に遠い江戸の客舎に越年する
ことになった。

(未完)